

基礎研 レター

キャッシュレスを学ぼう① クレジットカード・デビットカード

保険研究部 取締役研究理事 松澤 登
(03)3512-1866 matuzawa@nli-research.co.jp

1—はじめに

資産形成や老後資金確保といった目的の円滑な達成のため、あるいは投資被害を未然に防止するために、金融リテラシーの習得の必要性が高まってきた。これまでは主に、投資信託や保険に関する知識といった、お金の増やし方や活用の仕方についての取り組みが行われてきたものと思う。本レポートでは、金融リテラシー向上の一環として、お金の使い方の面に目を向けて、キャッシュレスについて数回にわたって学んでいきたいと思う。キャッシュレスはお金を使う手段のバリエーションにしか過ぎないともいえるが、たとえば、後払い方式の場合では、借金類似の性格を有し、金利や手数料を含めて、多額の支払いを求められる恐れもあるため、利用にあたっては、十分内容を理解しておく必要がある。

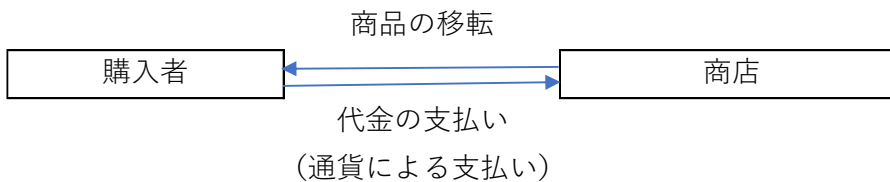
ところで、キャッシュレスは広くとらえると、現金を用いないで決済をすることである。そのため、銀行口座振替や銀行口座からの直接振り込みもキャッシュレスに該当するという考え方もある。しかし本シリーズでは、昨今普及してきたカード決済・スマートフォン決済といったものを中心に解説を加えていくこととする。今回は、まずクレジットカードおよびデビットカードについて、その性格や規制内容について確認することとする。

2—クレジットカードとは

1 | クレジットカードの仕組み(オンアス取引)

商品やサービスを店頭で購入した場合は、商品と引き換えに、代価として商店に現金を支払うことが原則であり、出発点である。すなわち、売買契約においては、商品の交付（財産権の移転）という商店側の債務と、代金の支払いという購入者側の債務がある。そして、購入者の代金支払い債務は通貨で弁済することができる（民法第402条）（図表1）。

【図表 1】

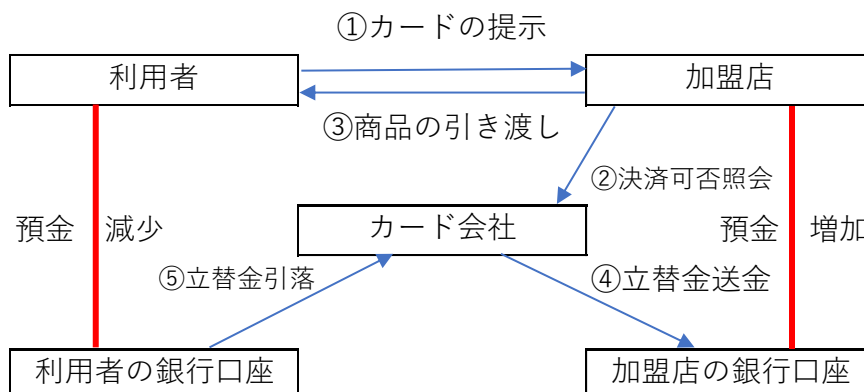


この場合、通貨である紙幣・硬貨による弁済を商店は拒絶することができない¹。それでは完全キャッシュレスの店は許されるのであろうか。この点は、そもそも取引に入る前に、完全キャッシュレスである店であることを明示しておけば、取引相手を選ぶ自由は商店にもある以上、現金での買い物客を受け付けないという対応も許されるものと思われる。

さて、本稿が対象とするクレジットカードを使った取引とは次のようなものである。まず、①利用者は加盟店に対してカードを提示する。②加盟店はカード会社に対して決済可能かどうか照会する。③決済可能であれば加盟店は商品を引き渡す。④カード会社は立替金を加盟店の銀行口座に送金する（カード会社の手数料は差し引かれる）。そして、⑤カード会社は利用者の銀行預金から立替金を引き落とすというものである。若干法律的な話をすると、加盟店へは現金を支払うのではなく、代金相当額の預金という債権を移転させる²。これは現金に代えて現金以外のもの（債権）で弁済を行うものであるため、法律上は代物弁済といわれるものになる（民法第 482 条）。代物弁済は債権者（加盟店）が認める場合にのみ、弁済としての効果を有する。

クレジットカード取引を最も単純に表すと（図表 2）の通りである。この図表のようにカード会社自身が立替金送金と、立替金引落の両方行う取引はオンアス取引と呼ばれている。

【図表 2】



クレジットカードはカード会社が利用者に信用を供与する（＝貸し付けを行うことに類似する性格を有する）ものであることや、利用者からみると売買契約等の取引相手と、クレジット契約を行う相

¹ お札、すなわち日本銀行券は日本銀行法第 46 条第 2 項により強制通用力を有する。また、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律により、硬貨はその価値の 20 倍まで強制通用力を有する（10 円玉では 2000 円を超える支払いは拒絶されることがある）。

² 法的な性格として、主には、債権譲渡説と立て替え払い説がある。

手方が別になること、およびクレジットカード番号の流出リスクがあることなどを踏まえ、割賦販売法の規制が適用されている（後述）。

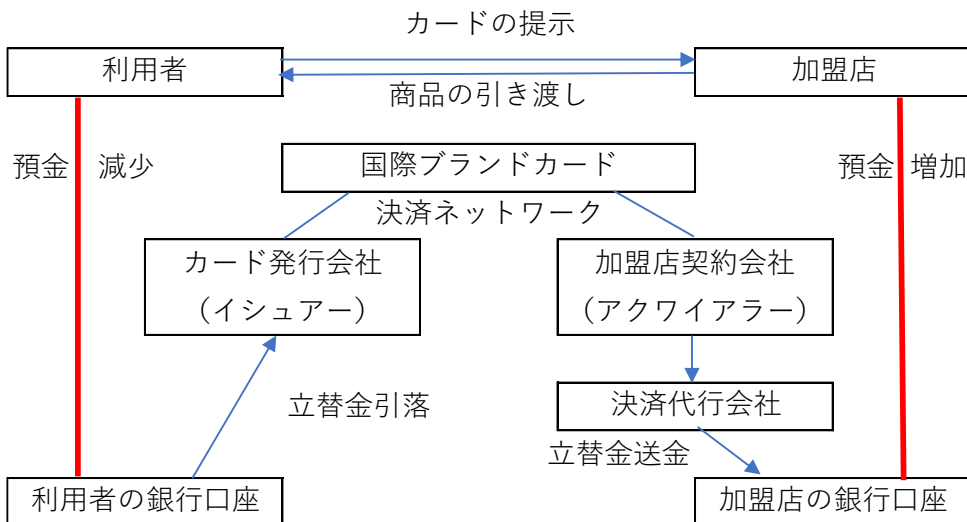
2 | クレジットカード事業における分業(オフアス取引)

昨今は、VISAやMASTER、JCBなど国際的なブランドのネットワークのもとに、カード発行会社（イシューアー）と、加盟店契約会社（アクワイアラー）とが分業するようになってきた。カード発行会社は利用者にカードを発行し、利用者の銀行口座から代金額を引き落とす。加盟店契約会社は、加盟店を開拓するとともに、加盟店の銀行口座に代金相当額を振り込む役割を負う。

クレジットカードを利用した売買契約等が行われた際の清算の流れとしては、まず①加盟店口座に加盟店契約会社からの立替金の振り込みが行われる。②加盟店契約会社からカード発行会社に立替金を請求する。③立替金がカード発行会社から決済ネットワーク経由で加盟店契約会社に振り込まれる。そして④カード発行会社が利用者の銀行口座から立替金を引き落とすこととなる。購入者の口座から引落ができないリスクはカード発行会社が負っている。このようにカード発行会社と加盟店契約会社が分かれる取引をオフアス取引と呼んでいる（図表3）。

昨今では、加盟店契約会社と加盟店との間に、フィンテック会社である決済代行会社が発与することがある。決済代行会社を挟む商店にとってのメリットとしては、加盟店がフィンテック会社の決済システムを利用することができることで、キャッシュレス導入にあたっての費用を抑えられること、および、加盟店において利用者がいろいろなブランドのカードを利用できるということがある。

【図表3】



3—クレジットカードの払方別による割賦販売法の適用

クレジットカードには、翌月一括払い、分割払い等、リボ払いがある（キャッシングもあるが、キャッシュレスと離れるので取り扱わない）。一見、それほど変わらないように見えるが、それぞれにかかる割賦販売法の規律は異なる。

1 | 翌月一括払い

翌月一括払い（マンスリークリアと呼ばれる）の性格は、カード会社を経由した単なる後払いである。割賦販売法上、「二月払購入あっせん」と定義されており、購入者から、商品等の売買契約後二月を超えない範囲内で代金相当額を受領するものとされている（法第35条の16第2項）。したがって、売買契約等の翌月に、銀行口座から代金相当額を引き落とす翌月一括払いのみが該当し（図表4、1月に利用して2月に一括返済した例）、分割払いやボーナス払いは含まれない。

【図表4】

利用額	10万円	2月
	1月	
返済額		10万円

割賦販売法は、翌月一括払い方式を含む、クレジット関連業務を行う者について、クレジットカード番号等の適切な管理を求めている。なお、割賦販売法は、翌月一括払い方式のクレジットカードに関して、この点についての規制しか課していない。

具体的には、まず、カード発行会社、加盟店契約会社（決済代行会社も含む）、および加盟店は、クレジットカード番号等の情報漏洩、滅失、毀損の防止等のために必要な措置を取らなければならない（法第35条の16第1項）。

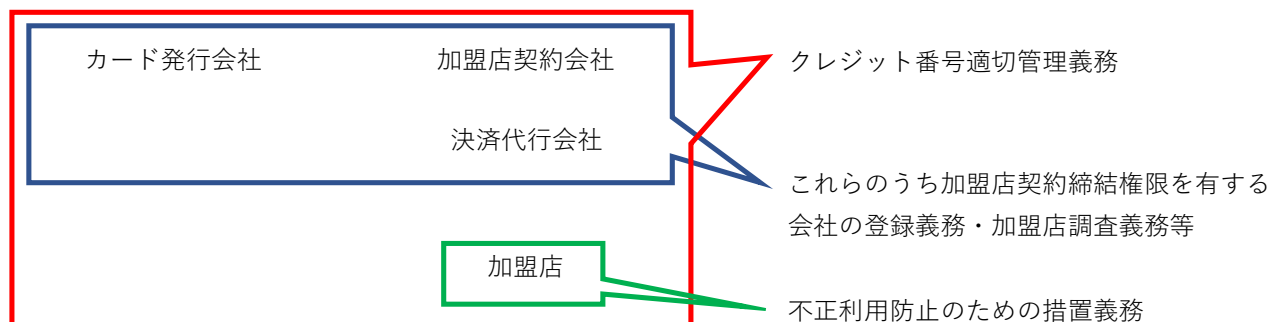
また、クレジットカード番号が抜き取られ不正利用される事例が発生していたことから、加盟店は、クレジットカード番号等の不正利用防止のための必要な措置を取らなければならない（法第35条の17の15）とされている。加盟店はこのため、クレジットカード番号等の情報を取得しない、あるいはPCIDSS³と呼ばれる管理措置基準に準拠していることが求められる。特に、加盟店において、IC化したクレジットカードをリーダーで読み込むことで、直接カード発行会社に情報を提供し、加盟店はクレジットカード番号等の情報を保持しないという方式（非保持化）が推進されている。

さらに、カード発行会社、加盟店契約会社または決済代行会社のうち、加盟店と契約締結権限を有する事業者（法律上「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」という）は、経済産業省に登録をしなければならない（法第35条の17の2）。クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、加盟店が加盟店契約を締結する前、および加盟店契約締結後にも、クレジットカード番号等が不正に利用

³ 加盟店契約会社や加盟店において、クレジットカード番号等の安全な取り扱いを目的として策定された、クレジットカード業界のセキュリティ基準である（PCIDSSは、Payment Card Industry Data Security Standardの頭文字）国際カードブランド5社（American Express、Discover、JCB、MasterCard、VISA）が共同で設立したPCI SSC（Payment Card Industry Security Standards Council）によって運用、管理されている。https://www.icdsc.org/pci_dss.php

されていないかどうかの調査義務を負う（法第35条の17の8第1項、第3項）。不正利用が疑われ、適正管理がなされていない場合は、加盟店契約の解除など必要な措置を取らなければならない（法第35条の18の7第4項）。（図表5）

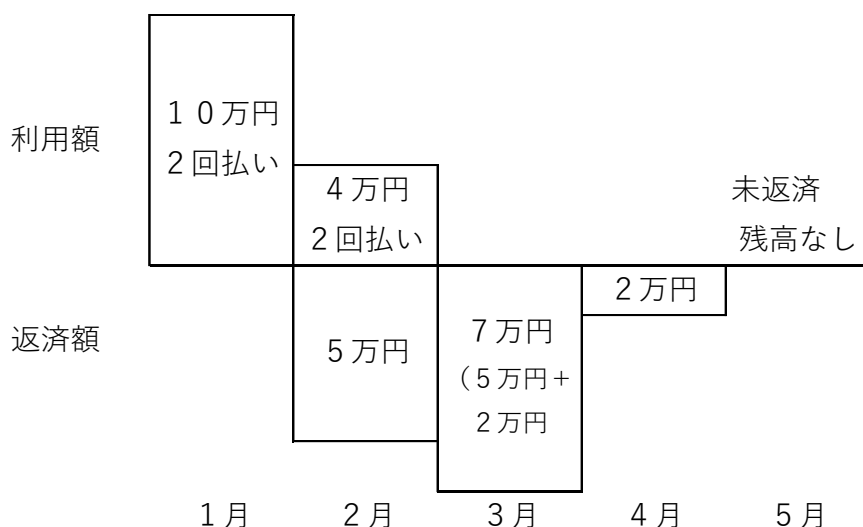
【図表5】



2 | 分割払い等

分割払い等は法律上「包括信用購入あっせん」と呼ばれるものの一種である。これは、カード等を提示すること等によって売買契約が行われた場合において、代金相当額を加盟店に支払う一方で、利用者から定められた期間内に代金相当額を受領するものと定義されている（法第2条第3項第1号）。ただし、定義上、上述の「二月購入あっせん」に該当するものが除外されているため、分割払い、あるいはボーナス払いに適用される規定である。例えば2回払いによる購入を1月、2月に二度行った場合は、以下の図表6のようになる。

【図表6】



分割払い等についても、上述のクレジットカード番号等の適切な管理義務等の規定の適用がある。加えて、割賦販売法は、分割払い等については、長期のつけ払いで販売を勧誘するものであることから、①包括信用購入あっせん業者の登録、②過剰与信防止義務、③情報提供義務、④抗弁権の接続規定等

を定めている。

まず、①包括信用購入あっせん業者とは、カード発行会社（イシューア）のことを指す。包括信用購入あっせん業者は、経済産業省に登録をしなければならない（法第 31 条）⁴。登録拒否事由が定められており、たとえば外国法人で日本に営業所を有しない者（法第 33 条の 2 第 1 項第 2 号）や、法の遵守体制や苦情処理体制が未整備な者は登録が拒否される（同第 11 号）。

次に、②過剰与信防止のため、カード発行会社はクレジットカード発行時に、支払可能見込額の調査が義務付けられている（法第 30 条の 2）。カード申込者から年収等を申告させ、そこから生活維持費等の見込み額を差し引き、包括支払可能見込額を算定する（法第 30 条の 2 第 2 項）。あわせて、信用情報機関から債務の支払い状況等の情報を取得しなければならない（法第 30 条の 2 第 3 項）。そして、クレジットカード発行にあたっては、極度額（カード利用限度額）が包括支払可能見込額の 9 割を超えてはならない（法第 30 条の 2 の 2）。

また、③情報提供義務としては、カード発行会社は、カード発行時に、代金支払い期間・回数、手数料の料率等を利用者に書面で通知しなければならない（法第 30 条第 1 項）。また、利用者がカードを実際に利用する際には、カード発行会社は、支払総額、各回ごとの支払い額（手数料も含む）等を利用者に書面で通知しなければならない（法第 30 条の 2 の 3 第 1 項）。また加盟店は、販売にあたって、現金価格、（英会話レッスンなど）契約締結後に商品・サービスが提供される場合にはその時期、契約解除の定めがあるときはその内容等の情報を利用者に提供しなければならない（法第 30 条の 2 の 3 第 4 項）⁵。

最後に④抗弁権の接続である。これはたとえば英会話レッスンを受ける予定で授業料をカードで前払いしたところ、英会話教室が破綻したことにより、サービスが受けられないといったケースである。この場合、英会話レッスンが受けられないので、英会話教室に代金を支払わないと主張できる（このことを抗弁という）。しかし、英会話レッスン契約とクレジット契約とは別の契約であるため、英会話教室に対する支払い拒絶の抗弁をカード発行会社に対しても主張できるかが問題となる。

この点、消費者利益を優先して、割賦販売法はこの場合にクレジット契約を支払う必要がないこととした（法第 30 条の 4）。

3 | リボ払い

もう一つの包括信用購入あっせんの方式が、リボ払いである。利用者がカードを提示して商品等を購入し、加盟店契約会社が加盟店に代金相当額を支払い、その金額をカード発行会社に請求するところまでは、上記の分割払い等と同じである。ただし、その後、利用者から受領するのが「あらかじめ定められた時期までに、代金の合計額を基礎として、あらかじめ定められた方法により算定された金額である点が異なる（法第 2 条第 3 項第 2 号）。

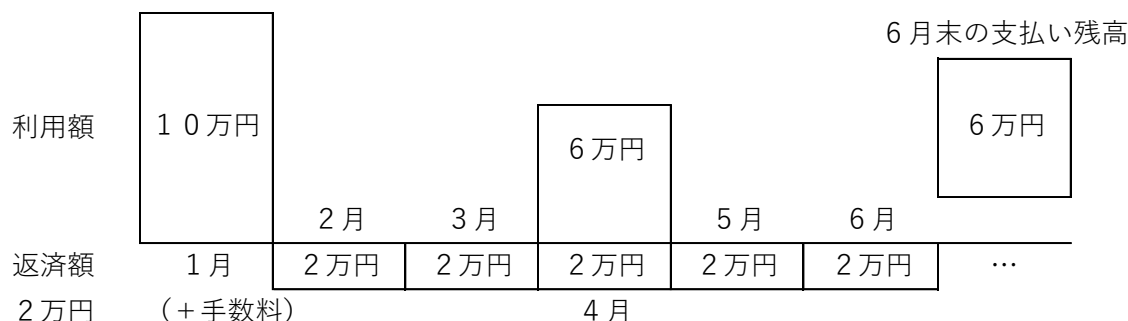
具体的には、定額方式と呼ばれるものとして、たとえば月々の返済額を 2 万円プラス手数料に設定した場

⁴ 加盟店と契約締結権限を有する会社（通常はアクワイアラー）は上述の通り、加盟店のクレジットカード番号管理の観点から登録が求められている。

⁵ この場合、利用者が求めたときには書面を交付しなければならない（同第 5 項）。

合は、限度額いっぱいを使っても、月々2万円プラス手数料を支払うことでよい⁶。この場合、毎月の支払金額が大きく増えることはないが、残高を返済しきるまで支払いを続ける必要がある。手数料は支払い残高にかかる利息に相当するものと考えておけばよい（図表7）。

【図表7】



分割払いのように使えば使っただけ毎月の返済額が増加するというわけではないので、知らないうちに利用しすぎることもあるので注意が必要である。上記図表7のケースでも、6月末段階で4月に利用した代金の返済には至っていない。リボ専用払いのクレジットカードや、一括払いを指定してもリボ払いに自動的に変更になるカードもあるので、加入時にはよく説明を受ける必要がある⁷。

リボ払いに関する割賦販売法の規律はほぼ分割払い等と同様である。ただし、分割払いでは、利用者が購入時点で支払い回数や支払総額が定まる一方で、リボ払いでは支払い残高がある限り返済は続き、返済完了まで手数料が発生するという点で異なる。そのため、リボ払いでは毎月の支払い金額を定めるだけなので、情報提供義務もそれにそった規制となっている。たとえば売買契約が行われたときに書面で提供される情報として、分割払い等の場合は「支払総額、支払時期、方法」等であるが、リボ払いでは「現金販売価格、弁済金の支払い方法」等とされている。

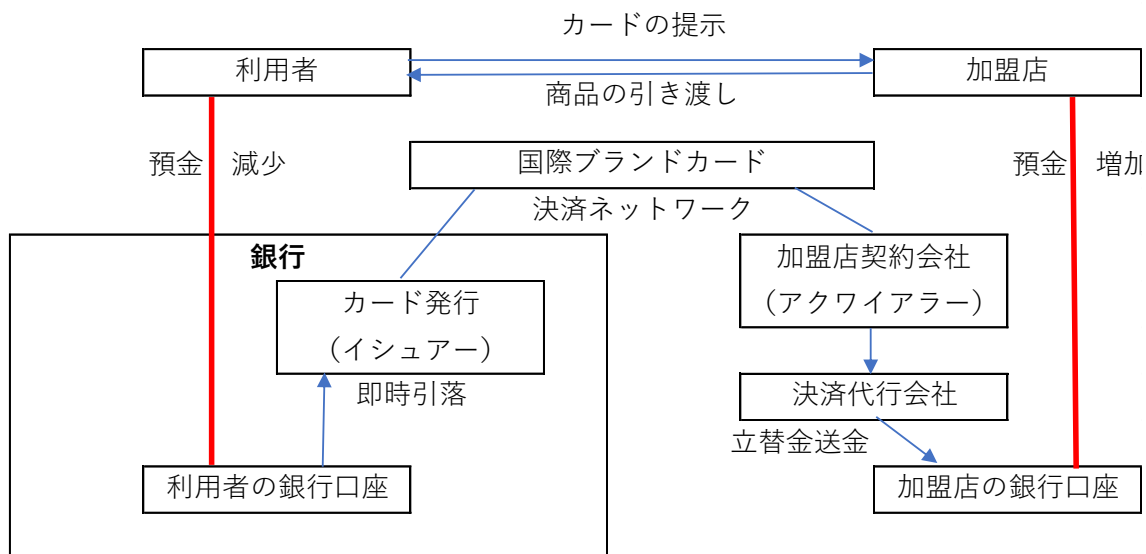
4—デビットカードとは

デビットカードとクレジットカードの相違は、デビットカードでは利用者がカードで購買をした場合に、直ちに利用者の銀行口座から代金相当額が引き落とされる点だけである（図表8）。したがって、利用者からみると後払いではなく、即時払いである。

⁶ 日本クレジット協会HP <https://www.j-credit.or.jp/customer/basis/revolving.html> 参照。また、たとえば、定額返済額2万円の内枠で手数料を負担する方式もあるが、この場合、残高が大きくなれば手数料の返済に返済金額が回ってしまい、ほとんど元本返済がされていないといった問題が起こることがある。

⁷ 国民生活センター資料 http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20091216_4.pdf 参照。

【図表 8】



デビットカードは小切手から進化したものとされている。小切手文化が根付いていた欧米ではクレジットカードよりデビットカードのほうが一般的とされるが、日本では今一つ普及していない。

デビットカードでは、加盟店の店頭で、利用者の銀行口座から直接振り込むことと同じなので、カード発行会社（イシューアー）は通常、銀行である。ただ、加盟店と決済を行うために国際ブランドカードの決済ネットワークを利用することが多いので、多くの場合、VISAやMASTERといったブランドがカードに付されている。

カードを発行し、決済を行うのが免許業種である銀行であるため、デビットカード特有の規制はない。

5—おわりに代えて—改正割賦販売法案の概要

現在、改正割賦販売法の審議が国会で行われている。主な内容を挙げると、まず、利便性確保という観点からは3点あり、①包括信用購入あっせん業者が、カード等の発行時、カード利用時、催告時に、定められた事項を原則として書面により情報提供する必要があったところを、電子的に提供する方法もとれるようにする、②包括信用購入あっせん業者による利用者の信用調査にあたっては、従来の収入額や預金額を利用した支払い可能額算定の方式に加え、高度な技術・データを活用した支払い可能額の算定（信用スコアに基づく与信審査）も許容する、③数万円程度の後払いをもつばら行う少額包括信用購入あっせん業者という制度を作り、純資産基準など登録要件を従来よりも緩和するとともに、簡易な規制体系を適用することでフィンテック企業への規制を柔軟化する、とさうものである。

他方、データ保護の観点からも1点の改正がある。それは、クレジットカード番号の適切管理義務を課す事業者の範囲を現行法より拡大し、ECモール事業者や、加盟店契約会社（アクワイアラー）の機能を持たない決済代行業者等まで適用することである。これらの内容の詳細については、法律が

成立し、政省令等が固まった段階で改めて解説をすることとしたい。

以上、本稿ではクレジットカードを中心に学んできた。フィンテック企業が展開するさまざまなキャッシュレスにおいても、最終的な決済（支払）にクレジットカードを利用することが多い。この理由は、①国際ブランドは多くの人が保有しており、クレジットカードに紐づけることで汎用性が高くなること、②クレジットカード番号とセキュリティコードを入力するだけで支払ができるためネットを利用した取引にも応用が容易であること、③国際的に資金決済ネットワークが構築されているため越境取引も容易であること、といった点が挙げられよう⁸。このような意味で、まずは、クレジットカードの仕組みをしっかりと押さえておきたい。

今回はQRコード決済などの前払式支払手段について取り上げる予定である。

⁸ これらの点は逆に言えば伝統的な銀行業務のあり方の弱点でもある。